

報告第21号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月3日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第14号

八幡浜市立神山小学校駐車場内において発生した接触事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月14日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方

八幡浜市

2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和6年9月18日午後2時40分ごろ、八幡浜市立神山小学校駐車場内において、市所有の車両が駐車場内の通路確保のため後退中に、後方に駐車していた相手方車両に接触し、損害を与えた。

このため、相手方車両の修理損害額等の全額を市が相手方に支払う。

- (2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。
- (3) 損害賠償の額 180,750円